

情報提供日： 令和3年4月27日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う龍ヶ崎市の対応 【施設の一部利用制限に関する情報提供】

令和3年4月27日(火)午後5時現在

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による政府の他都府県への緊急事態宣言の発令、および茨城県独自の感染拡大市町村の指定などに伴い、**令和3年4月29日(木)から市内すべての公共施設の利用制限(一部例外あり)をします**ので、お知らせします。

なお、この情報は発表時点のものであり、今後の感染状況等により変更する場合がありますので、予めご了承ください。

1.市公共施設の利用制限

次の地域にお住まいの方は、原則、市内すべての公共施設を利用できません。

- ・政府が指定する「緊急事態宣言対象地域」
- ・都道府県が指定する「まん延防止等重点措置区域」
- ・茨城県が指定する「感染拡大市町村」

2.利用制限の期間

令和3年4月29日(木)から当面の間

※政府・他都道府県・茨城県が発令、指定するそれぞれの措置が終了となるまでの期間

3.利用制限をしない施設(通常どおり利用できる施設)

- ・市営斎場
- ・たつのご産直市場
- ・観光物産センター(JR 龍ヶ崎市駅東口)
- ・龍ヶ崎市駅東駐輪場、佐貫中央第1駐輪場、佐貫中央第2駐輪場

事務局	龍ヶ崎市新型コロナウイルス感染症対策本部事務局(担当:危機管理課) 担当者:鎌倉・清原(かまくら・きよはら) 連絡先:0297-64-1111(内線:348・351)
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------